

2021 年度 佐倉市

予算編成に対する要望・政策提案書



2020 年 9 月

市民ネットワーク議員団

さくら・市民ネットワーク

2021 年度

予算編成に対する要望・政策提案

佐倉市長 西田 三十五 様

昨年佐倉市は台風と豪雨により 農業被害、土砂崩れ、家屋の浸水など大きな被害にみまわれました。今年も海水温の上昇などで、九州を襲った台風 10 号の予報では「特別警報級」という称号が初めて使われ、警戒した市民が避難所に大勢詰めかけました。しかしコロナ対策の人数制限で入りきれず、急遽追加で開設しなければなりませんでした。大きな台風は今後千葉県にも来る可能性があります。災害対策や避難所運営にも、今までと違う対応が必要になります。

新型コロナウイルスの感染拡大による休業要請や外出自粛により、経済活動が低迷し、暮らしがひっ迫する市民が増えています。小口貸付制度を拡充させ、生活保護受給決定のハードルを下げる必要があります。また、発熱してもなかなか PCR 検査を受けられない状況が続く市民の不安が増大しています。市として PCR 検査拡大に努めるべきです。

さらに、一斉休校が子どもたちの心身に与えた影響をしっかりと検証し、新たな流行に備える必要があります。

これらの状況から、今回は「新型コロナ感染症対策」として 11 の項目を新たに入れ「危機管理」「子ども」「生活保護」などに関連する項目を増やしました。最も身近な自治体である市には、市民の暮らしを守るためのきめ細かな対策が望まれます。

(仮) 佐倉図書館等新町活性化複合施設は 37 億円以上の税金が使われる事業ですが、ワークショップでは地下図書館とは知らされず、場所も未定でした。地下と知った市民が市長に意見を言おうとしても、会ってもらえず、市は強硬に地下図書館計画を進めました。これではとても市民に開かれた市政とは言えません。加えて今回建設を請け負う「前田建設」は日本航空高校石川と日本航空大学校の校舎建設の際、産業廃棄物の石膏ボードの廃材を校舎の壁の中に不法に廃棄していたことが発覚。ボードからは有害な硫化水素が発生する恐れがあります。学園側は前田建設に撤去費用等約 50 億円を請求し、紛争処理機関で協議中です。廃棄物処理法にも違反している前田建設との契約は、法令順守の点からも即刻破棄すべきです。

市民の望まない危険な地下図書館。設計業者の選考過程も不透明で、住民団体から住民訴訟を起こされました。今こそ市は、入札制度の抜本的改善を行う必要があります。

どんな問題に対しても、市民の声を聴くことは重要です。この予算要望は多くの市民の意見をまとめて作り上げたものです。ぜひ来年度の予算編成にあたり、真摯に受け止め反映して下さるようお願いいたします。

2020 年 9 月 17 日

市民ネットワーク議員団

五十嵐 智美

川口 絵未

松島 梢

さくら・市民ネットワーク

代表 宮田 みどり

新型コロナ感染症対策（すべて新項目）

- ① 感染者が発生した学校や施設等の丸ごとPCR検査を実施するよう、県に働きかける。
- ② 市内の発熱外来の医療機関を公表し、休日対応を増やす。
- ③ 授業時間不足を解消するための詰め込み教育は行わない。
- ④ 感染症対策として安易な簡易給食ではなく、栄養豊かな給食を提供する。
- ⑤ コロナ禍での児童虐待とDV被害について調査を行い、今後の支援に反映する。
- ⑥ 中小企業、NPO、企業組合等の状況調査を行い、支援策につなげる。
- ⑦ 各種給付金にかかわる事務作業は速やかに行い、早急に支給する。
- ⑧ 社会福祉施設、高齢者福祉、障がい者福祉、及び教育施設に対し、クラスター対策や業務継続に関するアドバイスを行う感染症アドバイザー（医師）を市に配置する。
- ⑨ 避難所運営については新型コロナ感染症対策を万全に行う。
- ⑩ 再び一斉休校になった場合、子どもたちが遊びに行けるよう草ぶえの丘を開放する。
- ⑪ コロナ感染症の陽性者などに対する誹謗中傷についての市独自の相談窓口を設ける。

危機管理

- 1 佐倉市国民保護計画の冒頭に「日本政府の平素からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である」と明記し、「佐倉市平和都市宣言」の全文を掲載する。
- 2 佐倉市地域防災会議に公募市民の枠を設ける。
- 3 避難、救助、車両出入り、ガレキ仮置き場など、災害時に広いスペースを確保できるよう、1000 m²以上の空き地管理台帳を整備する。
- ④ **職員と住民で構成する、避難所運営委員会を全市的に設置する。**
- 5 避難所設置に当たっては、避難所の世界基準に基づき、女子トイレを男子トイレの3倍設置する。また、簡易ベッドと間仕切りを十分整備する。
- 6 福祉施設対象に太陽熱温水器設置の助成制度を設け、災害時に風呂を被災者が利用できるよう協定を結ぶ。
- 7 休日夜間に災害が発生した設定の訓練を全庁的に行う。
- 8 災害時協力井戸の登録制度を作り、市民に呼びかける。
- ⑨ **防災地図は、内水ハザードマップと合体させ、5地区ごとに作成する。**
- ⑩ **災害時対策として、上下水道の技術職員を増やす。**
- ⑪ **浸水想定区域には、保育園や高齢者施設を誘致しない。また、住宅は2階建て以上とする。**
- 12 **東海第二原発再稼働に備え、事故発生時の対応、外部被ばくと内部被ばくの危険性と予防法などを分かりやすく記載した「佐倉市放射能防災マニュアル」を作成し、全戸配布する。また、原発事故に備え、市内の防災備蓄倉庫にヨウ素剤を備蓄する。**

- 13 事故の続くオスプレイに関し、木更津駐屯地のオスプレイ整備拠点化及び暫定配備に反対する。また、オスプレイが佐倉市上空を飛行する場合、必ず事前に通告するよう北関東防衛局に要請する。

放射能対策

- 1 学校の校庭や公園内の汚染土埋め立て箇所に目印を設置する。
- 2 市民が放射能測定を依頼した食品、土壌のデータはすべて公開する。
- 3 市内の側溝汚泥の放射能測定をし、データを公表する。また、仮置き場となっている佐倉市角来の市有ヤード内に積み上げられた側溝汚泥については、近くに印南小学校があることから、ブルーシート等をかぶせて飛散を防ぎ、年に一度土壌の放射能測定をし、公表する。
- 4 小・中学校の修学旅行やキャンプなどの自然教室は、土壌汚染の低い所を選ぶ。
- 5 甲状腺エコー検診の費用を助成する。
- 6 焼却飛灰の放射性物質の測定値に異常が出た場合、直ちに公表し、対策を講じる。

市民参加・情報公開

- 1 市民参画のもとに自治基本条例を策定する。
- 2 市長は市民から市政に関する面談の要望があった場合はできるだけ対応し、記録を公開する。
- ③ 公用車の目的や行き先など詳細な運行記録を作成し、公表する。
- 4 教科書採択を決める教育委員会会議は公開する。
- 5 市民対象の予算説明会を復活させ、また、決算説明会も行う。
- 6 予算・決算や介護保険改定など市政に関する出前講座を設け、市民の関心と理解を深める。
- 7 パブリックコメントの募集は、市民が取り組みやすいよう期間を長くし、ホームページだけでなく「こうほう佐倉」にも掲載する。
- ⑧ 審議会などの会議公開の情報を最低 2 週間前までにHPトップにわかりやすく載せる。
- ⑨ 交付金申請など国や県とのやり取りは、申請段階で市議会に報告する。
- 10 共通番号制度について個人番号カードの申請や番号提示の義務はないこと等、職員研修を徹底する。
- 11 防犯カメラのデータ管理は個人情報保護条例に基づいて厳格に行い、警察に渡した場合は必ず議会に報告する。
- 12 市のホームページに条例、規則だけでなく、要綱、訓令まですべて掲載する。
- 13 自衛隊から適格者情報の照会があった場合は、議会に報告し、情報は提供しない。

行財政改革

- 1 公契約条例策定に向けて、具体的な取り組みを始める。
- 2 プロポーザル方式に関しては透明性を高めるため、外部審査委員を入れ、審査委員会の議事録をすべて公開する。また、全ての案件を「入札監視委員会」にかける。
- ③ 入札公告に、係争中である場合は必ず申告するという項目を追加する。
- ④ 入札監視委員会は、入札結果から課題を洗い出し、入札制度改善につなげる提言を行う。
- 5 総合評価方式一般競争入札は、建設工事だけでなく、7000 万円以上の業務委託にも適用する。また、簡易型に関しては、審査会に外部委員を入れる。
- 6 随意契約の結果は速やかにホームページに公表し、地方自治法施行令 167 条の 2 の②「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用する場合は、その理由をホームページ上の「契約内容表」に記載する。
- 7 議会質問等で出された提案・要望の進捗状況を、遅滞なく提案者に報告する。
- 8 補助金や助成金等の交付については、交付基準と交付先をゼロベースで見直す。さらに交付基準の抜本的な見直しを行うため、市民参加の第三者機関を早急に設置する。
- 9 指定管理者に関しては、市民モニター制度を創設する。また契約期間中の業者変更の際は、改めて基準に則って厳正に審査する。
- 10 ファシリティマネジメントの推進にあたっては、施設の機能やあり方を市民参加で見直し、公有財産の管理運営及び再配置に関する長期的計画を策定し、市民に広く知らせる。
- 11 正規職員の比率を高める。
- 12 黒塗り公用車を全面的に廃止する。

まちづくり

- 1 コミュニティバスの路線と本数を増やし、高齢者に対し割引パス券を発行する。
- ② 高齢者に対し、自動ブレーキ車購入の補助制度を設ける。
- 3 デマンドタクシーを導入する。
- 4 コミバスの利用者を増やすため、無料体験デイを設ける。
- 5 医療・買い物難民地域の現況調査に取り組み、早急に対策を講じる。
- ⑥ 歩行者の安全確保のため、歩道の整備を促進する。また、「ゾーン 30」や大型車両の乗り入れ禁止を盛り込んだ、生活道路条例を策定する。
- 7 裏新町や染井野 1 丁目等の危険な通学路に横断歩道を設置する。
- 8 谷津環境保全指針を発展させ、里山保全条例を制定し、相続税、固定資産税などの減免制度を創設する。
- 9 森林環境譲与税基金は斜面緑地や社寺林等の森林保全に使う。また管理運営委員会には、市民公募委員を入れる。
- ⑩ 野鳥の森を市民が楽しめ、環境学習にも利用できるよう整備する。

- 11 空き店舗解消については、貸し手と借り手のマッチングを進めるため、民間と提携し、「まちづくり会社」を設立する。
- ⑫ 上水道料金改定については市民意見を十分反映し、慎重な審議を行う。
- 13 下水道料金に、低所得層、障がい者、高齢者、ひとり親家庭などに対する福祉的減免制度を設ける。
- 14 下水道料金の使用料単価設定は、500 m³/月以上も使用料単価設定を増やす。
- 15 子ども・若者・高齢者などの居場所づくりに取り組んでいる民間団体に財政的支援をする。
- 16 (仮)佐倉図書館等新町活性化複合施設は、市民体育館隣の公営住宅跡地に建設し、歴博・城址公園・佐倉東高・佐倉中等と新町との一体化した街づくりを進める。
- 17 街路樹調査を行い、早急に対策を講じる。

環 境

- 1 びん・カンはコンテナ回収する。ペンキなどの有害ごみの収集日を設ける。
- 2 安全な地下水をいつまでも飲み続けられるよう、千葉県環境保全条例に位置づけられた地下水揚水規制見直しを県に求める。
- 3 不必要な霞ヶ浦導水事業から撤退する。
- 4 佐倉市残土条例施行規則第6条（事前説明の適用除外）を削除し、すべての土地の埋め立て行為に、住民への事前説明を義務付ける。
- 5 民間の建築物を解体する時のアスベスト対策に、助成制度を設ける。
- 6 家庭内の化学物質（除草剤、殺虫剤、殺菌剤、消臭剤、芳香剤、柔軟剤、制汗剤等）で健康被害が起きることを市民に広く知らせる。また、健康被害の相談窓口を設ける。
- 7 「香料自粛のお願い」のサイトにホームページから簡単にアクセスできるようにする。A2判のポスターをすべての公共施設と学校等に貼って注意喚起に努める。
- 8 学校及び公共施設では、合成洗剤の使用をやめ、すべて石けんに切り替える。また、胎児への影響を考慮し、マタニティークラス等ではせっけん合成洗剤の違いを示し、経皮毒性の影響を避けるように説明する。
- 9 佐倉市にふさわしい「エネルギーの地産地消計画」を検討し、「再生可能エネルギーの自治体間連携」を進める。
- ⑩ 電磁波被曝を防ぐために、学校や保育園と変電所や携帯電話中継塔は200m以上離す。また5Gの基地局設置は認めない。
- 11 市内のメガソーラー基地や携帯基地局の電磁波調査をする。
- 12 低周波被害の発生原因であるエコキュート、エネファームの設置場所について、注意喚起を市のホームページ等で行う。
- 13 印旛沼汚濁の最大の原因は、自然系（①洗車などの洗剤や殺虫剤等の流入によるもの②農薬や化学肥料、除草剤の使用など）であることを市民や農家、また中小の事業

者にも周知徹底し、軽減策を講じるよう求める。

- 14 「バクテリア de キューロ」の導入や生ゴミ減量化アドバイザーの創設、産業まつりでの展示など、市民への啓発活動・周知徹底を積極的に行う。
- 15 **市主催の事業、及び自治会や市民団体が主催するイベントにリユース食器の助成を行い、積極的な利用を進める。**
- 16 マイクロプラスチックごみによる海洋汚染問題を市民に周知し、公共施設でのペットボトルの使用をやめ、また自治会等にも呼びかける。

教育

- 1 小・中学校における主権者教育を拡充する。
- 2 道徳の授業では、愛国心の押し付けではなく、子どもの意思を尊重する人権教育を行う。
- 3 戦前の教育勅語につながる素読教育をやめる。
- 4 就学援助制度については、クラブ活動など、対象となる費目を拡大する。
- 5 就学援助制度の支給基準は現行の基準を維持する。
- 6 **給食費は無料にし、有機食材を導入する。**
- 7 高等学校等奨学金補助制度の成績要件を撤廃する。
- 8 「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」を就学前及び小・中学校で実施する。
- 9 性教育は保健師、助産師などによるプログラムを、すべての小・中学校に導入する。
- 10 市費負担のスクールソーシャルワーカーを導入する。
- 11 通常学級に在籍する本人及び保護者からの求めに応じられるよう、特別支援教育支援員を拡充する。
- ⑫ **教育委員の保護者枠は自動的に再任をせず、毎回公募する。**
- 13 教育委員会については、教育委員会会議の学校開催等を行い、積極的に市民の意見を反映させ、活性化を図る。
- 14 教科書採択にあたっては、印旛地区採択協議会が決定次第、結果を公表する。
- 15 県教委に対し、印旛地区の分割を求める。
- 16 **新佐倉図書館建設にあたっては、広々とした地上に建て、若者スペースを十分確保する。**
- 17 図書館、児童センター、他の公共施設の月曜休館日を見直し、火曜日を休館日とする。
- 18 通学時の負担軽減のため、教科書の軽量化を文科省に求める。
- 19 **ランリュック等、軽量の通学かばんを保護者に推奨する。**
- 20 学校用務員は、直接雇用に戻す。
- 21 学校の備品、教具の現状を調査し、子どもたちの学習に支障がないよう整備する。
- ⑫ **多様な教育機会を確保するためオンライン教育の実践を進める。**
- ⑫ **トイレ、制服、校則などはLGBTQに配慮した対応を行う。**

子ども

- 1 総合条例として「子どもの権利条例」を制定し、子どもが相談できる第3者機関を設置する。
- ② 南志津保育園の民営化問題では、園庭の確保、保育士の充実等、保育環境の整備について市民参加で十分な議論を尽くす。
- 3 「保育所保育指針」の改定にかかわらず、保育園での君が代・日の丸の強制を行わない。
- 4 公立保育園は地域の子育て支援の拠点として、民間保育園等と連携し、地域全体の保育環境の向上に取り組む。
- 5 学童保育に保護者・事業者・市で構成する三者協議会を設置する。
- 6 **子どもの貧困調査を行う。**
- 7 各地区にヤングプラザのような、若者・子どもたちの居場所を増やす。
- 8 子宮頸がんワクチンの副反応情報を正しく市民に伝え、勧奨を行わない。接種者全員健康調査を行い、被害者に対しては十分な補償が行われるよう支援する。
- 9 ワクチン接種の勧奨は行わない。
- 10 保育園・幼稚園・学校関係者、公共施設の職員、児童生徒、保護者に、化学物質過敏症の発症や重症化の原因となる香料の害についてチラシ配布等を行い、強い香りの着香製品の使用を自粛するよう呼びかける。
- ⑪ フッ素うがいやフッ素塗布への勧奨は行わない。

福祉

【高齢者福祉について】

- ① **次期介護保険料の改定にあたっては、低所得者に配慮した保険料とする。**
- 2 介護保険料の減免制度を創設する。
- 3 利用料2割負担や食費・部屋代の負担軽減の枠から外されたサービス利用者への影響を調査し、救済策を検討する。
- 4 総合事業のサービスについて、地域包括支援センターは利用者の立場に立った提供を行う。
- 5 **要支援1、2の割合が県内1高い理由を精査し、認定の改善につなげる。**
- 6 高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターの支部としての相談窓口を各所に設ける。
- 7 地域包括支援センターは人員を増やし、要支援認定を受けてもサービスを利用していない高齢者を訪問し、支援を行う。
- 8 小規模多機能施設等の整備を促進するために、利用者への周知徹底を図り、また事業者への支援策を講じる。
- 9 地域で行われているいきいきサロンや100円喫茶などに、看護師などの専門職を

派遣する「暮らしの保健室」のような制度をつくる。

10 市民後見人制度の周知を図り、活用を進める。

【国民健康保険について】

- 1 国保制度は助け合い制度ではなく、憲法25条に則った社会保障制度であることを、職員全員に周知徹底させるとともに、市民に向けて広報する。
- 2 保険税を上げないようにする。また、保険税値上げを抑えるための法定外繰入れは堅持する。
- 3 資格証明書は発行しない。できるだけ短期被保険者証で対応する。
- 4 18歳以下の子どもの均等割を減免する制度を作る。
- 5 滞納者の実態調査を福祉の視点から行う。差し押さえ対象者の実態調査をきめ細かく行い、差し押さえ率を抑える。
- 6 糖尿病早期発見のために、住民健診を30歳から開始する。
- 7 被雇用者保険のように、出産手当、傷病手当を創設する。

【障がい者福祉について】

- 1 障害者優先調達推進法に基づき、共同受注窓口の運営などに取り組む。
- 2 障がい者の雇用を促進するよう、市内事業者に働きかける。
- 3 難病者に対する見舞金支給を旧制度の支給額に戻す。
- 4 重度心身障害児・者の医療費助成制度に導入した自己負担を取りやめる。
- 5 障害者差別解消法に関する職員研修を徹底するとともに、バリアフリー化を進める事業者に助成する。

【生活保護について】

- 1 申請はすべて受け付ける。
- ② 無料低額宿泊所を勧めない。
- ③ 決定までの期間として原則2週間以内を厳守し、可能な限り短縮する。
- ④ つなぎ資金は憲法25条に保障する、健康で文化的な最低限度の生活ができる金額を一括貸付する。
- ⑤ 車の所有は柔軟に対応する。
- 6 佐倉市内の無料低額宿泊所の詳細な実態調査を千葉県と共に行う。入所者の人権が守られ、自立支援プログラムがきちんに行われるよう、業者を厳正に指導する。また、住宅扶助費全額を住居費に充てることをやめさせる。
- 7 改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅困窮者を積極的に支援する。
- ⑧ 生活困窮者自立支援制度で任意事業となっている一時生活支援事業に取り組む。

女性

- 1 佐倉市男女平等参画推進条例の周知徹底に努め、施策に反映させる。
- 2 市のHPのトップにある「相談」の項目に「DV相談」「にんしんSOS」を入れる。「DVカード」「にんしんSOS」を市内の公共施設、商業施設に置く。
- 3 市のHPのトップからワンクリックで「ミウズ」のページに行けるようにする。
- 4 中学校において男女混合名簿を推進する。
- 5 審議会、各種委員会（農業委員会も含む）において、メンバーの男女比率を同じにする。
- 6 女性職員の管理職比率を40%に引き上げる。

食と農

- 1 水田の農薬空中散布をやめ、農薬に頼らない農法を進め、佐倉市の農産物の優位性を高める。また、野田市が実践している黒酢散布について研究する。
- 2 生産者・流通・消費者の意見を十分反映した有機農業推進計画をつくる。
- 3 有機農業を進めるために、空き家や空き店舗を利用した有機農産物直売所を開設する。また、消費者に有機農産物を広めるため、「試食会」を開催する。
- 4 イネの不耕起移植栽培、冬期湛水を奨励し、取り組む生産者を支援する。
- 5 遺伝子組み換え技術やゲノム編集、食品添加物の危険性についてのフォーラムを開く。
- 6 「印旛沼周辺地域活性化」事業については、観光施策に偏ることなく、佐倉の農業振興、生産者支援の施策を十分に実行する。
- ⑦ 耕作放棄地対策として、新規就農者に積極的に貸し出す。

平和・人権

- 1 市長は「脱原発首長会議」に参加する。
- 2 成田市と交互に行っている職員の1泊2日の自衛隊部隊研修を取りやめる。
- 3 平和都市宣言に基づき、政府に対し核兵器禁止条約に参加するよう求める。
- 4 子どもの人権を守り、学校教育の中で平和憲法と立憲主義の大切さを教える。
- 5 平和を守るための市民の多様な活動が広がるよう、積極的に会場を貸し、後援する。
- 6 中学生の「平和使節団」は、派遣先に沖縄も入れる。訪問先に大和ミュージアムなど、戦争を美化する施設を入れない。
- 7 産業まつりへの自衛隊の出展を取りやめるとともに、イオンタウンなど商業施設にも、出展自粛を呼びかける。